

徳島県自動車税種別割納税通知書送付用封筒広告掲載基準

1 趣旨

この基準は、広告掲載について徳島県自動車税種別割納税通知書送付用封筒広告掲載要項（以下「要項」という。）第10条の規定に基づき定めるものである。

なお、広告掲載申込者はこの基準及び要項のほか、徳島県広告事業実施要領を遵守し熟読のうえ、広告掲載申込書を知事に提出するものとする。

2 広告主の範囲

県税（徳島県が課税した地方税で延滞金、加算金等を含む）を滞納している者は、広告主になれません。

※上記については、申込み時点において該当するものではないこと。

3 掲載しない広告

次に掲げる内容の広告については、掲載しないものとする。

- ① みだりに他社の製品等を誹謗・中傷したり、自社の優越性を誇示して適正な競争性を阻害することを意図する広告（不当表示）
- ② 粗悪品などの不適切な商品やサービスを提供するための広告
- ③ 射幸心をあおる表現を含む広告

4 広告の企画等

（1）掲載面・規格　　自動車税種別割納税通知書送付用封筒裏面
　　縦6.7cm×横16.0cm

（2）色　　数　　3色（青、赤、黒）

（3）封筒の発送予定数　　約21万通

5 広告の提出

広告の原稿は、PDF形式及びAI形式又はEPS形式によるデータをCD-ROMで納品するものとする。なお、提出期限は別途通知することとする。

6 その他

封筒裏面の広告掲載場所以外の余白に徳島県からのお知らせを記載する予定です。

附 則

この基準は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年11月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年11月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年11月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年11月22日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年12月6日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年11月16日から施行する。